

消防危第 81 号
平成元年 8 月 31 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

保安四法共管競合事項等の改善措置等について(通知)

標記のことについては、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行等について」(昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 119 号 各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)、「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」(昭和 61 年 12 月 26 日消防危第 121 号 各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)及び「保安四法共管競合事項等改善措置」の実施について」(昭和 61 年 12 月 26 日消防危第 122 号 関係都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)により、その実施をお願いしているところであるが、十分周知徹底されていない市町村が一部あるとの指摘もあり、下記事項に留意のうえ、その実施の徹底について十分配慮されるよう再度願います。

なお、貴管下市町村にも、この旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 設置・変更許可申請(届出)の重複調整等

1 関係許可(届出)行政庁間の連絡会議について

特別防災区域内における、連絡協議の場としての連絡会議については、必要に応じ、都道府県を幹事機関としてその設置を推進されたいこと。

また、その際には、別添 1 連絡会議設置要綱(例)を参考にされたいこと。

なお、前記のことについては、関係省庁と協議済みであること。

2 設置・変更許可申請(届出)窓口の一本化等について

特別防災区域における製造プラント等の新設又は大規模な変更に関し、必要に応じ実施する合同審査又は許可申請(届出)者との合同事前相談については、当該合同審査等のイニシアティブをとる機関及び対象事案の判断基準の明確化を含めた、合同審査等に係る具体的な実施要領を早急に策定されたいこと。

なお、前記のことについては、関係省庁と協議済みであること。

3 設置・変更許可申請(届出)の事務手続の改善

製造所等において行われる工事における変更許可を要しない軽微な変更の範囲等について、関係事業者への周知徹底を図るとともに、不要な許可申請については、受付の段階で適切に対応されたいこと。

また、許可申請(届出)の添付書類については、危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分との関係がないものについての添付書類を不要とするとの基本的考え方に基づき添付書類の簡素合理化を図ったところであり、こうした観点に立って、必要以上の書類を添付させないこと。

なお、設置・変更許可申請の審査にあたっては、別添 2 を参考にされたいこと。

第 2 完成検査の重複調整等

完成検査における高圧ガス取締法と消防法との調整については、高圧ガス設備に係る検査結果及び高圧ガス設備に準ずる設備の気密試験等に係る検査結果を危険物の規制に関する政令第 9 条(同令第 19 条において準用する場合を含む。)に定める危険物機器等の構造基準に係る検査に活用するとともに、労働安全衛生法と消防法との調整については、労働安全衛生法上の構造検査又は溶接検査の結果を危険物機器の構造基準に関する検査に活用することとし、その際は、ボイラー等の刻印を確認することにより行うこと。

別添 1

特別防災区域保安四法共管競合事務連絡会議設置要綱(例)

(目的)

第 1 条 連絡会議は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)(以下「石災法」という。)第 2 条第 2 号の規定に基づき指定された○特別防災区域における高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び石災法に係る共管競合事務の合理化、効率化の促進を図るため、連絡協議を行うことを目的とする。

(構成)

第 2 条 連絡会議は、○県○課、○市消防本部及び○労働基準監督署(○労働基準局)の関係職員で構成するものとし、その構成員は別紙のとおりとする。

2 連絡会議には、必要に応じ、オブザーバーを参加させることができる。

(協議事項)

第 3 条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- ① 許可(届出)行政庁による合同審査等に関する事項
- ② 完成検査の重複調整等に関する事項
- ③ 上記に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項

(開催)

第 4 条 連絡会議は、必要に応じ開催するものとする。

2 連絡会議は、○県○課長の職にある者が召集する。

3 連絡会議の構成員は、やむを得ない事情により連絡会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合、代理者は構成員とみなす。

(庶務)

第 5 条 連絡会議の庶務は、〇県〇課において行う。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議で定める。

附則

この要綱は、平成元年 月 日から施行する。

別添 2

特別防災区域内の製造所又は一般取扱所に対する許可事務において、当該申請書の受理から許可までの間に、一定の日数を要するが、これらの期間の短縮を図り、早期に許可することによる申請者等が受ける負担の軽減等に鑑み、今回、標準的な事務処理期間を設定するとともに、審査要領を示すものである。

I 標準的な事務処理期間について

設置又は変更の許可申請に係る事務処理に要する期間は、当該施設の規模、内容、変更の範囲等により、必ずしも一定ではないが、例えば次に掲げる代表的な施設に係る標準的な事務処理期間は、概ね、次の期間とし、その他の施設については、この期間を目安として、施設の規模等に応じた事務処理期間とすること。

なお、この期間は、あくまでも平均的な施設を想定し、標準的な期間を定めたものであり、画一的な扱いをするものではないので、簡単な内容の変更等の場合には、事務処理の合理化を図ること等により事務処理期間を極力短縮することが適当である。

- ・常圧蒸留装置、エチレン製造装置 設置許可申請 21 日
変更許可申請 14 日

II 審査要領について

本資料は、設置又は変更の許可申請に係る審査事務の効率化のため、設置許可申請書及び添付書類による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出し、審査要領として示すものである。

なお、変更許可の審査の際に留意すべき内容についても、これに準じて行うこととする。

1 保安距離

(1) 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図(危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。)第 4 条第 2 項第 1 号)又は周囲状況図(規則第 4 条第 2 項第 2 号)により確認する。

(2) 塀等の代替措置による場合その幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図(規則第 4 条第 2 項第 3 号)、構造図(規則第 4 条第 2 項第 4 号)により

確認する。

2 保有空地

(1) 保有すべき空地の幅を周囲状況図(規則第4条第2項第2号)により確認する。

(2) 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図(規則第4条第2項第4号)により確認する。

3 標識、掲示板

大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を配置図(規則第4条第2項第3号)により確認する。

4 建築物等

(1) 地階の有無を配置図(規則第4条第2項第3号)、建築物構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(2) 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(3) 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図(規則第4条第2項第2号)、配置図(規則第4条第2項第3号)、建築物構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(4) 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図(規則第4条第2項第2号)、配置図(規則第4条第2項第3号)、建築物構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(5) 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じたためますの設置数、機能の有効性等を配置図(規則第4条第2項第3号)、建築物構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(6) 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(7) 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(8) 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲及び量に応じたためます等の設置数、機能の有効性を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

5 危険物設備機器

(1) 工程概要図等との照合による危険物設備機器の該当性の確認及び塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びにもれ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備及び高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備機器構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(2) 圧力の変化を生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の吹き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取付位置を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備機器構造図(規則第4条第2項第4号)により確認する。

(3) 直火を用いる設備の有無及び安全措置を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備機器構造図(規則第4条第2項第4号)により確認する。

(4) 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造等及び防油堤の構造、強度、容量並びに防油堤配管貫通部の保護措置等を配置図(規則第4条第2項第3号)、タンク構造図、防油堤構造図等(規則第4条第2項第4号)及び構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(5) 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を配置図(規則第4条第2項第3号)、タンク構造図等(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(6) 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図(規則第4条第2項第3号)、タンク構造図等(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

6 電気設備等

(1) 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備概要図(規則第4条第2項第5号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号様式第4のイ)により確認する。

(2) 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

7 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備概要図(規則第4条第2項第5号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

8 危険物配管

(1) 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図(規則第4条第2項第3号)、配管構造図(規則第4条第2項第4号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(2) 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図(規則第4条第2項第4号)により確認する。

9 消火設備

(1) 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等(規則第4条第3項第1号)により確認する。

(2) 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備概要図(規則第4条第2項第5号)により確認する。

(3) 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書(規則第4条第3項第2号)により確認する。

10 警報設備

警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備概要図(規則第4条第2項第5号)、構造設備明細書(規則第4条第3項第1号)、設計書(規則第4条第3項第3号)により確認する。

11 緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあつては、その設備等を配置図(規則第4条第2項第3号)、設備概要図(規則第4条第2項第6号)により確認する。

12 特例基準

(1) 高引火点危険物の製造所、一般取扱所

高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものにあつては、特例基準の適用を選択しているか否かを確認のうえ、特例基準の適用を選択する場合にあ

っては、特例基準との適否を確認する。

(2) アルキルアルミニウム等、又はアセトアルデヒド等を取り扱う製造所、一般取扱所

アルキルアルミニウム等を取り扱う設備の漏えい局限化対策、不活性気体封入装置等及びアセトアルデヒド等の取り扱う設備の材質、不活性気体封入装置、冷却装置等を設備配置図(規則第4条第2項第3号)、設備構造図(規則第4条第2項第4号)により確認する。

(3) 油圧装置等特例を定めることができる一般取扱所

油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所等にあつては、特例基準の適用を選択しているか否かを確認のうえ、特例基準の適用を選択する場合には、特例基準との適否を確認する。

(注) 審査要領中、下線部については、平成2年5月23日以降の審査項目及び内容である。